

平成16年度（平成17年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金および預貯金	30,475	保険契約準備金	5,723,919
現 金	587	支 払 備 金	49,006
預 貯 金	29,887	責 任 準 備 金	5,557,096
コ ー ル ロ ー ン	102,000	社 員 配 当 準 備 金	117,815
買 入 金 銭 債 権	38,605	再 保 險 借	75
金 銭 の 信 託	10	そ の 他 負 債	236,176
有 価 証 券	3,960,530	借 入 金	123,000
国 債	2,280,383	未 払 法 人 税 等	332
地 方 債	94,647	未 払 金	70,459
社 債	216,522	未 払 費 用	9,492
株 式	570,875	前 受 収 益	3,336
外 国 証 券	702,895	預 り 金	3,364
そ の 他 の 証 券	95,205	預 り 保 証 金	25,254
貸 付 金	1,366,565	金 融 派 生 商 品	287
保 險 約 款 貸 付	225,692	仮 受 金	649
一 般 貸 付	1,140,873	退 職 給 付 引 当 金	45,539
不 動 産 お よ び 動 産	582,666	偶 発 損 失 引 当 金	688
土 地	344,268	価 格 変 動 準 備 金	6,250
建 物	233,824	支 払 承 諾	178
動 産	4,413	負 債 の 部 合 計	6,012,827
建 設 仮 勘 定	159	（ 資 本 の 部 ）	
再 保 險 貸	57	基 金	211,000
そ の 他 資 産	140,833	基 金 償 却 積 立 金	50,000
未 収 金	71,752	再 評 価 積 立 金	281
前 払 費 用	1,366	剰 余 金	90,225
未 収 収 益	23,478	損 失 て ん 補 準 備 金	1,271
預 託 金	6,035	任 意 積 立 金	25,980
金 融 派 生 商 品	1,098	基 金 償 却 準 備 金	21,100
仮 払 金	818	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	4,880
そ の 他 の 資 産	36,283	当 期 未 処 分 剰 余 金	62,974
繰 延 税 金 資 産	116,323	（ 当 期 純 剰 余 ）	( 31,131 )
支 払 承 諾 見 返	178	土 地 再 評 価 差 額 金	14,423
貸 倒 引 当 金	3,373	株 式 等 評 価 差 額 金	15,101
投 資 損 失 引 当 金	63	資 本 の 部 合 計	321,981
資 産 の 部 合 計	6,334,808	負 債 お よ び 資 本 の 部 合 計	6,334,808

- 注 1 . 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- 2 . デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 3 . 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 74,298百万円
- 4 . 不動産および動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法により行っております。
- 5 . 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券のうち時価のある外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。
- 6 . 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は541百万円であります。
- 7 . 投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、時価のない有価証券等の評価について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 8 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）にもとづき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。

- 9 . 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定にもとづく引当金であり、債権売買取引により将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 10 . 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。
- 11 . ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
- 12 . 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度の費用に計上しております。
- 13 . 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。  
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)  
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- 14 . その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。
- 15 . 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、21,653百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。  
(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は52百万円、延滞債権額は7,011百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額282百万円、延滞債権額259百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。  
(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は280百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。  
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は14,309百万円であります。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- 16 . 不動産および動産の減価償却累計額は226,726百万円であります。
- 17 . 特別勘定の資産の額は42,836百万円であります。  
なお、負債の額も同額であります。
- 18 . 子会社に対する金銭債権の総額は38百万円、金銭債務の総額は1,087百万円であります。
- 19 . 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。

20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	132,070百万円
前年度剰余金からの繰入額	2,456百万円
当年度社員配当金支払額	16,681百万円
利息による増加等	122百万円
その他による減少額	151百万円

当年度末現在高 117,815百万円

21. 担保に供されている資産の額は48,486百万円であります。

22. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

23. 外貨建資産の額は376,195百万円であります。

(主な外貨額3,094百万米ドル、  
336百万ユーロ、  
6百万英ポンド)

24. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定にもとづき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,558百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

25. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、14,178百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

26. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	79,974百万円
ロ. <u>年金資産</u>	<u>11,892百万円</u>
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	68,081百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	20,199百万円
ホ. <u>未認識数理計算上の差異</u>	<u>8,170百万円</u>
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	39,711百万円
ト. <u>前払年金費用</u>	<u>5,827百万円</u>
チ. 退職給付引当金	45,539百万円

なお、退職一時金・年金制度(適格退職年金制度を除く)において退職給付信託を設定しており、退職給付引当金は退職給付信託の年金資産額5,311百万円と相殺表示しております。

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.5%
ハ. 期待運用収益率	2.7%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	翌期より7年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度全額処理

27. 子会社の株式は5,382百万円であります。

28.(1) 繰延税金資産の総額は153,741百万円、繰延税金負債の総額は7,455百万円であります。  
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、29,963百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

税務上の繰越欠損金	101,966百万円、
退職給付引当金	15,681百万円、
および有価証券評価損	11,208百万円であります。

(2) 当期における法定実効税率は36.1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息 6.1%、社員配当準備金 1.8%であります。

29. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、6,184百万円であります。

30. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は69百万円であります。

平成16年度

〔平成16年4月1日から  
平成17年3月31日まで〕

損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経常収益	986,462
	保険料等収入	625,843
	再保険収入	625,700
	資産運用収益	143
	利息および配当金等収入	195,896
	有価証券利息・配当金	141,847
	貸付金利息	81,754
	不動産賃貸料	35,799
	その他利息配当金	23,401
	有価証券売却益	892
	その他運用収益	43,876
	特別勘定資産運用益	7,686
	その他経常収益	2,485
	年金特約取扱受入金	164,722
	保険金据置受入金	1
	支払準備金戻入金額	36,147
	責任準備金戻入金額	7,403
	その他経常収益	119,763
		1,406
	経常費用	941,011
	保険金等支払金	695,624
保険	292,848	
年金	61,416	
給付	116,378	
解約返戻金	197,214	
その他返戻金	27,539	
再保険料	226	
責任準備金等繰入額	122	
社員配当金積立利息繰入額	122	
資産運用費用	67,129	
支払利息	2,249	
売買目的有価証券運用損	2,408	
有価証券売却損	33,954	
有価証券評価損	6,813	
金融派生商品費用	137	
為替差損	472	
貸付金償却	6	
賃貸用不動産等減価償却費用	6,271	
その他運用費用	14,814	
事業	124,668	
その他経常費用	53,466	
保険金据置支払金	33,331	
保稅減価償却費用	7,527	
退職給付引当金繰入額	8,945	
その他経常費用	3,063	
	598	
経常利益	45,451	

(単位:百万円)

科 目		金 額
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	8,856
	不 動 産 動 産 等 処 分 益	487
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,109
	投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	12
	そ の 他 特 別 利 益	247
	特 別 損 失	10,606
	不 動 産 動 産 等 処 分 損	7,380
	偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	688
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	1,950
	社 会 厚 生 事 業 助 成 金	80
そ の 他 特 別 損 失	506	
税 引 前 当 期 純 剰 余	43,701	
法 人 税 お よ び 住 民 税	312	
法 人 税 等 調 整 額	12,257	
当 期 純 剰 余	31,131	
前 期 繰 越 剰 余 金	29,724	
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	2,037	
社 会 厚 生 事 業 助 成 資 金 取 崩 額	80	
当 期 未 処 分 剰 余 金	62,974	

注1. 子会社との取引による収益の総額は404百万円、費用の総額は14,697百万円  
であります。

2.(1) 有価証券売却益の内訳は、

国債等債券 1,251百万円、  
株式等 41,437百万円、  
外国証券 1,188百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、

国債等債券 6,680百万円、  
株式等 273百万円、  
外国証券 27,000百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、

株式等 6,543百万円、  
外国証券 269百万円であります。

3. 退職給付費用の総額は、13,044百万円であります。なお、その内訳は以下の  
とおりであります。

イ. 勤務費用 3,504百万円  
ロ. 利息費用 2,206百万円  
ハ. 期待運用収益 295百万円  
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 4,039百万円  
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 3,589百万円